

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則（平成20年医学部附属病院細則第4—7号）第6条第2項の規定に基づき、化学療法部門の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 化学療法部門の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 化学療法レジメンの審査及び承認に関すること。
- (2) 施行中の化学療法レジメンの見直しに関すること。
- (3) 化学療法部門の運営に関すること。
- (4) 免疫関連有害事象に関すること。
- (5) その他化学療法に関すること。

(運営委員会)

第3条 化学療法部門の業務に関する事項を審議するため、化学療法運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 診療科長 1人
- (2) 呼吸器・感染症内科、血液内科、腫瘍内科、消化器外科、乳腺外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、小児科、整形外科、皮膚科、腎臓外科・泌尿器科、産科婦人科、放射線科及び歯科口腔外科の化学療法担当医師
- (3) 副看護部長 1人
- (4) 外来看護師長
- (5) 7階東病棟看護師長
- (6) 外来化学療法担当看護師 1人
- (7) 副薬剤部長 1人
- (8) 薬剤部薬剤師 1人
- (9) 医療技術部検査部門検査技師 1人
- (10) 医事課長
- (11) 管理栄養士 1人
- (12) その他委員長が必要と認めた者

3 前項第1号から第3号まで、第6号から第9号まで、第11号及び第12号に規定する委員は、病院長が指名する。

4 第2項第1号から第3号まで、第6号から第9号まで、第11号及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

6 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

8 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

10 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(免疫関連有害事象対策小委員会)

第4条 運営委員会に、免疫関連有害事象に係る対策及び検討を行うため、大分大学医学部附属病院免疫関連有害事象対策小委員会（以下「免疫関連有害事象対策小委員会」という。）を置く。

2 免疫関連有害事象対策小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、化学療法部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-40号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第2項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第9号及び第11号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第3条第4項の任期にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4-6号）

この細則は、平成24年10月24日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-9号）

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院化学療法レジメン事前審査専門委員会内規（平成21年医学部附属病院内規第4-2号）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-20号）

この細則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-4号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-12号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-15号）

この細則は、令和6年6月1日から施行する。